

第1章 はじめに

1-1 基本構想策定の背景と目的

○急速な高齢化の進展による本格的な高齢社会の到来やノーマライゼーション※の理念の浸透に伴い、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活と社会生活を営むことができる環境の整備が求められています。

○こうした社会的な背景の下、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる交通バリアフリー法が平成 12 年 11 月に施行されました。この法律では、公共交通事業者にバリアフリー化に向けた施設整備を義務づける一方で、自治体によっては、一定規模の旅客施設を中心とした地区（重点整備地区）において、面的なバリアフリー化を一体的かつ重点的に推進するための「交通バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」といいます。）を策定することができると規定されています。

○所沢市においては、基本構想の策定に向けて、平成 14 年度に基礎調査を実施しました。そして平成 15 年度は、関係団体へのヒアリングやまち歩き&ワークショップでの市民の意見を活かしながら、学識経験者、公共交通事業者、関係機関及び市民等で構成される所沢市交通バリアフリー基本構想策定協議会での検討を経て、「所沢市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

※ノーマライゼーション：障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方

1-2 交通バリアフリー法の概要

1) 法律の趣旨

高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用した移動にあたって、利便性及び安全性の向上を促進するため、

- ① 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進します。
- ② 駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。

2) 法律の概要

(1) 基本方針の作成

主務大臣が、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を作成します。

(2) 公共交通事業者に対するバリアフリー基準適合義務

公共交通事業者に対し、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルの新設や大規模な改修を行う場合、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などを新規に導入する場合に「バリアフリー基準（移動円滑化基準）」への適合を義務づけています。

(3) 市町村の主導による地域のバリアフリー施策の推進

① 市町村による基本構想の作成

市町村は、基本方針に基づき、一定規模の駅などの旅客施設（「特定旅客施設」）を中心とした地区（「重点整備地区」）において、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該重点整備地区におけるバリアフリー化のための方針、実施する事業等を内容とする「基本構想」を作成することができます。

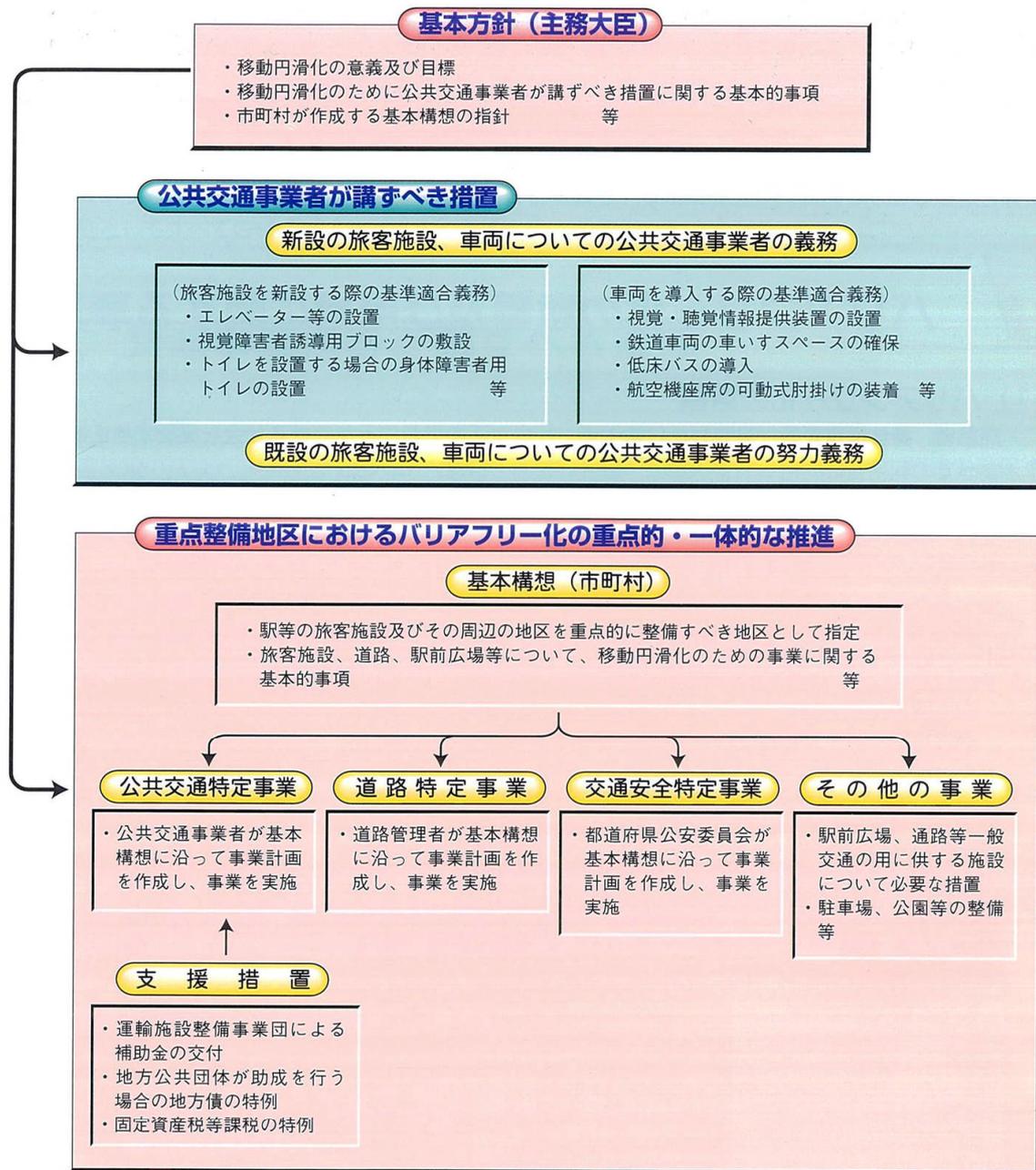
② 基本構想に基づく事業の実施

公共交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施します。

(4) バリアフリー化に関する情報の提供

安心して公共交通機関を利用していただけるよう、駅施設などのバリアフリー化の状況についての情報を提供します。

3) 法律の枠組み



(注) 市町村が基本構想を作成することができる「特定旅客施設」は、次のいずれかの条件をみたす旅客施設です。

- 1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設。
- 当該市町村の高齢化率等の地域の状況からみて、高齢者、身体障害者の利用者数がア.の旅客施設と同程度と認められる旅客施設。
- その他、徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められる施設。

1-3 基本構想の位置付け

1) 上位・関連計画

所沢市では、市の上位計画である総合計画をはじめ、さまざまな分野の個別計画が策定されています。その中で、交通バリアフリーに関連のある主な個別計画としては、所沢市障害者計画、所沢市高齢者保健福祉計画、所沢市まちづくり基本方針、所沢市中心市街地活性化基本計画があります。これらの計画では、交通バリアフリーに限らずバリアフリーに向けての考え方や実施すべき施策・事業等が示されています。このうち、所沢市まちづくり基本方針、所沢市中心市街地活性化基本計画では、重点整備地区等を検討する上での参考となる区域が設定されています。

所沢市交通バリアフリー基本構想は、交通バリアフリー法に基づき、これらの上位・関連計画との整合を図りながら策定します。

第4次所沢市総合計画（2001~2010）（平成13年策定）

■基本的視点

「地球から所沢へ、所沢から地球へ」「物から心・夢・緑へ」「みんなでつくる」

■基本理念

「人間尊重・生活優先・文化重視」を基調とし、
「人と地球を愛するまちづくり」を基本理念とする。

■将来都市像

「ゆとり・うるおい・活力ある生活文化都市」

■バリアフリーに関連して

◎安全・安心で快適な住みよいまち

- ・ 歩行者、自転車利用者、障害者及び高齢者にやさしい歩道の整備
- ・ 駅施設等の機能充実 など

◎豊かな心で健やかに暮らせる支え合いのまち

- ・ 学校・地域などあらゆる場での福祉教育の推進
- ・ 障害者や高齢者などの社会参加の促進
- ・ 人にやさしいまちづくりの推進（生活関連施設の整備・改善の促進）
- ・ 障害者の生活活動範囲の拡大 など

◎みんなが安心して暮らせるゆとりあるまち

- ・ 高齢者や障害者など交通弱者の安全性に配慮した交通安全施設等の整備
- ・ 放置自転車対策の推進 など

■まちの将来像

「ゆとり・うるおい・活力ある生活文化都市」

■まちづくりの基本的な考え方

- ・ 安全で安心して住み続けられるまちづくり
- ・ 環境との共生に配慮したまちづくり
- ・ コミュニティを尊重したまちづくり

■まちの構造

- ・ 多様な市街地の特徴に沿った3つのゾーンの形成
- ・ 生活拠点、学習・文化拠点の形成

■バリアフリーに関連して

◎道路・交通整備の方針

- ・ 高齢者・障害者などに優しい公共交通ターミナルなどの整備
- ・ 高齢者・障害者などに配慮した、やさしい道路空間の整備 など

◎生活文化施設整備の方針

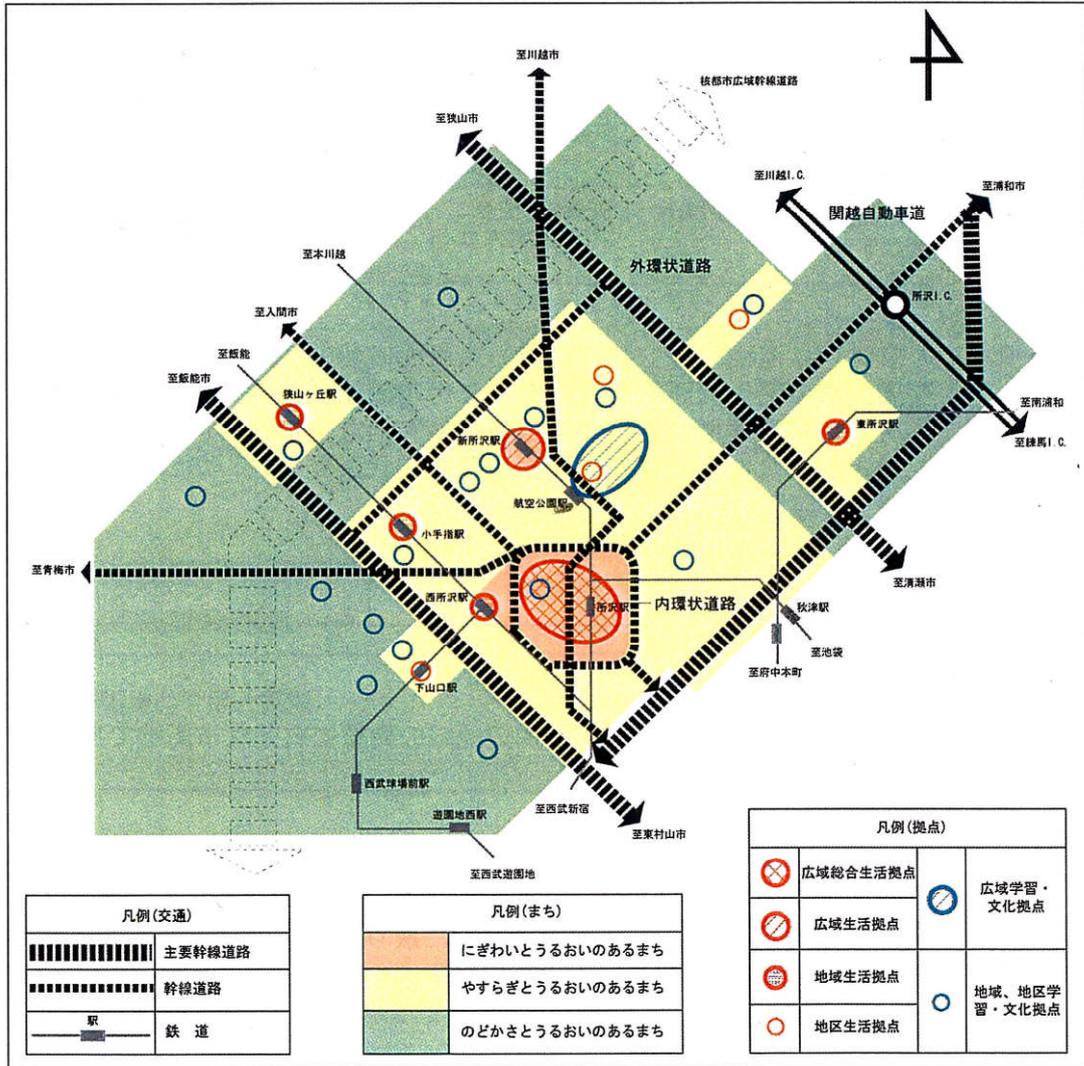
- ・ 広域学習・文化拠点（市役所、市民文化センター「ミューズ」などが立地する航空公園駅周辺）の安全で快適な歩行空間の整備・充実
- ・ 防衛医大病院、国立リハビリテーションセンター等の地区と駅との間の福祉的な視点からの歩行空間の整備
- ・ 公共公益施設の高齢者や障害者などの利用に配慮した整備や提供サービスの充実
- ・ 高齢者や障害者などの利用に配慮した駅周辺環境整備 など

◎並木地域における地域別のまちづくり方針

- ・ まちづくりの目標

『緑、文化・行政・医療施設を通じて、人と人との出会いを大切にしたい、人にやさしいまちづくり』

《まちの構造》



生活拠点		学習・文化拠点	
広域総合生活拠点		広域学習・文化拠点	
所沢駅周辺	県南西部・多摩北部にまたがる広域レベルを対象とした商業機能の充実をめざします。	航空公園駅周辺	行政・文化サービスを中心とした良好な都市環境の充実をめざします。
広域生活拠点		地域、地区学習・文化拠点	
新所沢駅周辺	広域レベルを対象とした商業機能の充実をめざします。	公民館	地域、地区レベルでの様々な学習・文化活動を支える環境の充実をめざします。
小手指駅、狭山ヶ丘駅	地域レベルを対象とした商業・サービス機能の充実をめざします。	出張所等	
西所沢駅、東所沢駅			
地区生活拠点			
航空公園駅、下山口駅周辺	近隣レベルを対象とした商業・サービス機能の充実をめざします。		
中新井、中富南			

所沢市中心市街地活性化基本計画（平成14年策定）

■基本的方針

所沢生活圏の総合広域生活拠点にふさわしい「にぎわいとうるおいのあるまち」の形成を図る。

■概ね所沢駅、航空公園駅、西所沢駅で囲まれる約330haの範囲を対象に、5つの目標を掲げ、中心市街地の活性化を図る。

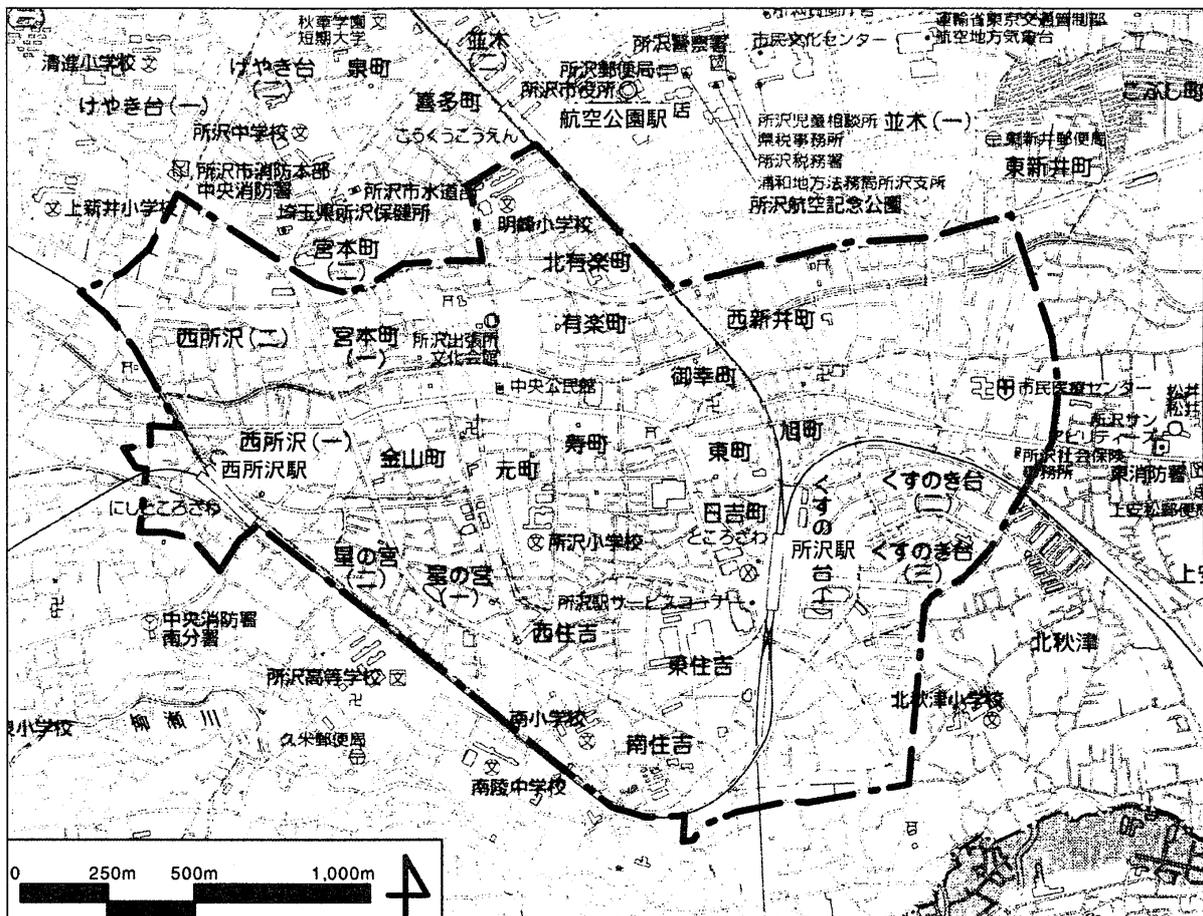
■重点目標

- (1) 風格ある生活文化を誇れる所沢の顔となる街
- (2) 地域に根ざした個性的な商業や都市型産業が生まれ発展する街
- (3) 安心して快適に過ごせる質の高い都市的サービスを備えた街
- (4) 豊かな都市活動の舞台となる高質な都市空間を備えた街
- (5) 人々が集い築き上げる街

■バリアフリーに関連して

- ◎都市防災対策やバリアフリー、地球環境への配慮
- ◎道路、駐車施設、電線地中化等の整備による質の高い街づくり

《中心市街地の位置と区域》



■基本的理念

障害を理由として日常生活に制約を受けることのない「機会の均等化」が保証される社会の実現

■基本的視点

1. 自立と社会参加の促進
2. 地域における生活支援
3. バリアフリー社会の推進
4. 精神障害者等の障害の特性に対応する施策の推進

■バリアフリーに関連して

◎障害者の理解促進

- ・ 啓発・広報活動の充実、コミュニケーション手段の充実
- ・ 地域交流・交流活動の促進：市民フェスティバル等での交流支援
- ・ 福祉教育の充実

◎市民参加による福祉活動の推進

- ・ 広報・情報提供の充実、ボランティア活動の促進

◎学校教育の充実

- ・ 交流教育・福祉教育の充実

◎社会教育の充実

- ・ 学習機会・内容の充実：学級講座の開催、各種ボランティア講習会の開催

◎総合的な福祉のまちづくりの推進

- ・ 福祉のまちづくりの推進：市条例の制定の検討やバリアフリー化の啓発普及など
- ・ 生活空間の整備：歩行空間、道路交通環境の整備
- ・ 公共建築物等の整備、住宅環境の整備

◎生活活動範囲の拡大

- ・ 移動手段の確保・拡充：福祉タクシー制度の充実など
- ・ 交通機関の利用促進：鉄道駅舎整備推進、ところバスの充実、路線バスの整備充実 など

■基本理念

高齢者をはじめ、すべての市民がいつまでも安心して暮らしつづけることができるように、明るく活力に満ちた豊かな地域社会の実現

■基本目標

- (1) すべての市民が、いつまでも健康でいきがいを持ちながらいきいきと暮らしていくための支援
- (2) 保健・福祉・医療の各種サービスを提供する機関が連携し、利用者の立場に立ったサービス提供体制の確保・実施
- (3) 就業支援やまちづくり等も含めた、幅の広い総合的な生活環境施策の積極的な推進
- (4) 要介護状態になっても状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態とならないための予防
- (5) 高齢者の心身状況や環境等に応じた適切で質の高い保健・福祉・医療サービスを多様な事業者、施設から総合的に提供
- (6) 高齢者が要介護状態になった場合でも、可能な限り在宅において、持っている能力に応じた自立生活の支援
- (7) 介護のしくみを社会全体で支えるため、負担の公平な分かち合い
- (8) 高齢者が自らの選択による就労や社会活動への参加機会づくり、健康な高齢者については介護の担い手としても活躍

■バリアフリーに関連して

◎高齢社会を共に支え合うために

- ・ ボランティア団体等の活動、福祉教育の推進

◎高齢者の住みよいまちづくり

- ・ 福祉のまちづくり：高齢者などへの利便性の確保（県福祉のまちづくり条例に基づく公共建築物等の整備・改善、民間施設への啓発）
人にやさしいまちづくり（ハートビル法、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく施設整備・改善の推進）
- ・ 交通安全対策の推進：交通安全対策の推進、市内循環バスの充実

2) 基本構想の目標年次

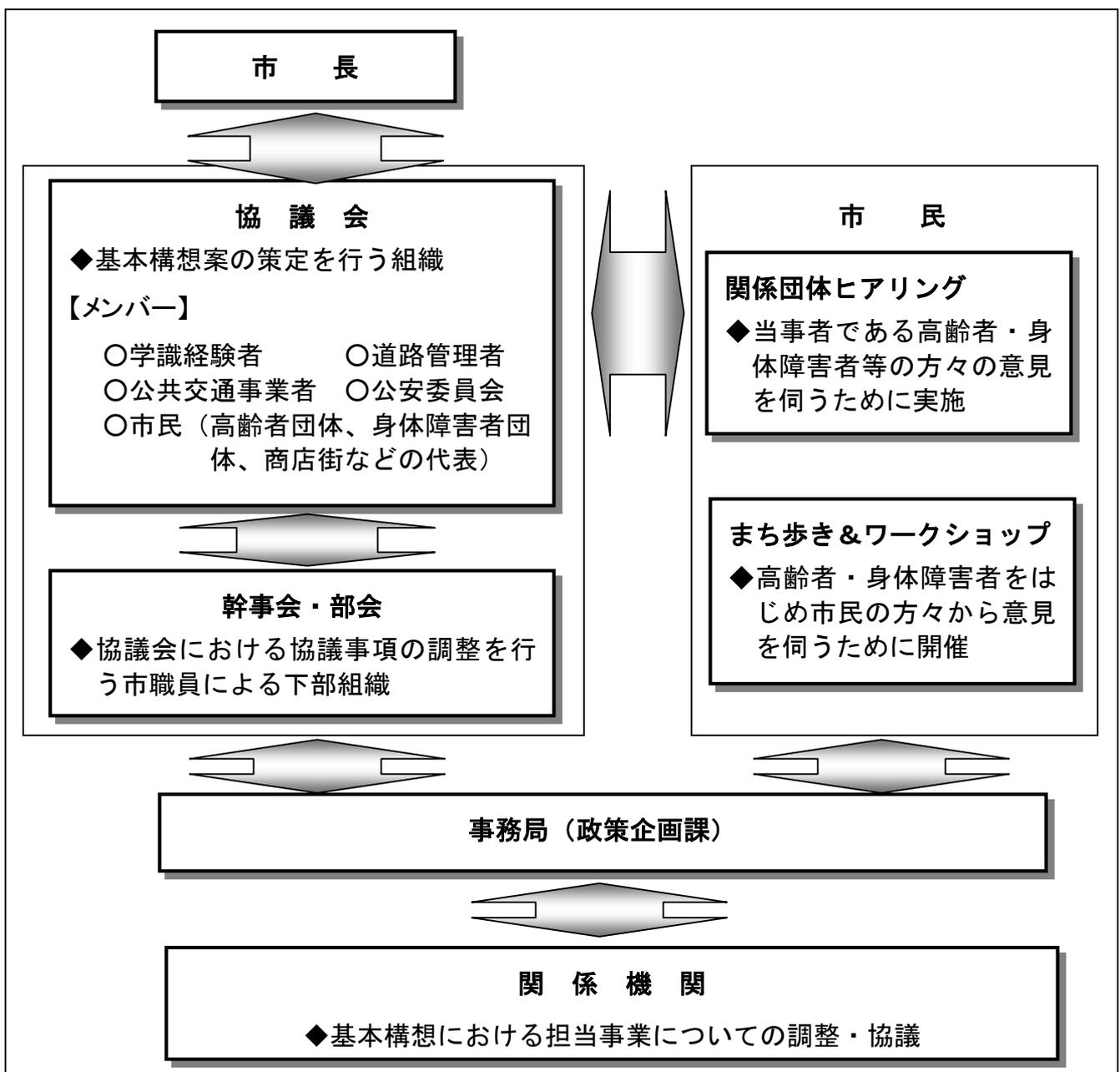
基本構想の目標年次は、交通バリアフリー法に基づき国が定めた基本方針の目標年次との整合を図り、平成 22 年（2010 年）とします。

1-4 基本構想策定の流れ

1) 基本構想の策定体制

学識経験者、道路管理者、公安委員会、公共交通事業者、市民で構成する所沢市交通バリアフリー基本構想策定協議会（以下、「協議会」といいます。）を設置し、基本構想の検討を行いました。

検討にあたっては、高齢者・身体障害者をはじめとする市民の意見を把握し、基本構想の内容に反映させるため、高齢者・身体障害者等の関係団体へのヒアリング、まち歩き&ワークショップを実施し、当事者を含めた幅広い市民の意向を踏まえて基本構想を策定しました。



2) 策定フロー

